

旭医大達第86号

旭川医科大学における業務・システムの最適化に関する規程を次のように定める。

令和6年6月19日

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学における業務・システムの最適化に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者連絡会議決定）に基づき、旭川医科大学（以下「本学」という。）の業務・システムの最適化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(情報統括責任者)

第2条 本学に、全学情報統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。

2 CIOは、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

(情報統括責任者補佐)

第3条 本学に、CIOを補佐するため情報統括責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 図書館情報課技術専門員
- (2) 経営企画部副部長

(任務)

第4条 CIOは、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施、最適化計画の策定と実施を行う。
- (2) 業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を通じ、システム構成及び調達方式の抜本的な見直しを行うとともに、徹底した業務改革を行い、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る。

(庶務)

第5条 業務・システムの最適化に関する庶務は、情報基盤センター及び経営企画部の協力を得て図書館情報課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、業務・システムの最適化に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和6年6月19日から施行する。
- 2 旭川医科大学における業務・システムの最適化に関する要項（平成18年5月1日）は廃止する。

【制定理由】

本学の情報セキュリティ体制の見直しに伴い、制定するものである。